

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「局」という。）が実施する公共事業のうち、水道施設整備費に係る国庫補助事業（以下「水道施設整備費国庫補助事業」という。）について、厚生労働省が定める水道施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価を実施し、事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業採択 厚生労働省が水道施設整備費国庫補助事業を採択することをいう。
- (2) 事前評価 厚生労働省が定める水道施設整備事業の評価実施要領に基づき、事業採択前の段階において、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価をいう。

(評価委員会の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、事前評価の実施主体として、局内に京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会（以下「庁内評価委員会」という。）を設置する。

(第三者委員会の設置)

第4条 事前評価の実施に当たり、第三者から意見を求めるため、学識経験者等で構成する京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

(対象事業)

第5条 事前評価は、局が実施する水道施設整備費国庫補助事業について実施する。

(実施時期)

第6条 事前評価は、事業採択前の段階において実施することを原則とするが、京都市公共事業新規採択時評価実施要綱（以下「新規採択時評価実施要綱」という。）第3条に該当する事業については、同要綱第5条に定める時期に実施するものとする。

(手続及び方法)

第7条 対象事業を実施する課等は、事前評価を行うに当たって、必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を評価調書及び根拠資料（以下「評価調書等」という。）として作成し、これを庁内評価委員会に提出する。

- 2 庁内評価委員会は、評価調書等をもとに、事前評価を実施する。ただし、新規採択時評価実施要綱第3条に該当する事業については、併せて、同要綱第6条第2項に掲げる事項についても評価する。
- 3 庁内評価委員会は、事前評価を実施するに当たり、第三者委員会から意見を求める。
- 4 庁内評価委員会は、第三者委員会の意見を尊重し、評価調書の確定及び対応方針の作成を行う。
- 5 新規採択時評価実施要綱第3条に該当する事業に係る評価調書等及び対応方針は、同要

綱の新規採択時評価における評価調書等及び対応方針として用いることができる。

(結果の公表)

第8条 公営企業管理者上下水道局長は、評価の内容等を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年9月5日から施行する。